

必要書類一覧

郵送の場合、★の書類はコピー(A4サイズ用の紙を使用)を添付してください。

《全員が必要な書類》

必要書類	注意事項
① 医療意見書(診断書)	指定医にご依頼ください。(記載日から6カ月間有効)
② 支給認定申請書(更新)	【同封している様式】 ※記入見本を確認してご記入ください。
③ 受給者の健康保険情報★	保険証・資格確認書・マイナ保険証をご持参ください。 ※マイナ保険証の場合、受給者が15歳以上の際は本人の来所が必要
④ 小児慢性の受給者証★	2025年(令和7年)9月30日まで有効のもの ※同じ健康保険で指定難病または小児慢性特定疾病医療費の認定を受けている方がいる場合は、その対象者の受給者証もご持参ください。
⑤ 自己負担上限額管理票★	2024年(令和6年)7月以降のもの全て 『特例等のご案内』(同封の右上に◎印のある書類)にて「高額かつ長期」に該当するかを確認します。 ※管理票に記載がないものは領収書で対応が可能です。

《該当する方のみ必要な書類》

必要書類	注意事項
⑥ 医療意見書別紙	「重症患者認定」区分、「人工呼吸器等装着者」区分の申請をする方 ※『特例と負担額のご案内』(右上に◎印のある書類)をご確認ください。
⑦ 令和7年度非課税証明書(※)	社会保険加入中で被保険者が非課税の方 ⇒被保険者の証明書を取得してください。 ※市民税課、市民センター等で取得できます。 マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも取得可能です。
⑧ 所得を証明する書類	世帯員に海外在住等、所得の確認ができない方がいる方 ※申立書等の記載も必要なため、健康推進課までご連絡ください。
⑨ 申請者の収入の合計金額を証明する書類★	申請者が市民税非課税で遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の受給がある方 ※受給を証明する公的機関発行資料をご用意ください。
⑩ 生活保護受給証明書	生活保護受給中の方 ※担当ケースワーカーに発行を依頼してください。

(※)『証明書の発行』

令和7年度非課税証明書は6月2日以降、全ての方が発行可能です。

市に所得情報の申告をしていない方は、証明書の発行ができません。また、扶養されている方を除き、申告前に証明書は発行できません。市民税課または市民センターにて市民税・県民税の申告が必要となります。

小児慢性特定疾病医療費助成 更新の手引き(R7)

申請期間:令和7年6月9日(月)~令和7年8月15日(金) **必着**

※更新申請の受付は、申請期間後でも可能ですが、令和7年9月30日までに新しい受給者証をお届けできません。

~以下の手順でご準備ください~

1. 主治医(小児慢性指定医)に「医療意見書」等の作成を依頼

▶病状や治療の内容により必要となる意見書の種類が変わります。
(医療意見書(当該疾病分)、意見書別紙)

2. 必要書類の確認・準備

全員が必要な書類と**該当する方のみ必要な書類** があります。

裏面の「必要書類一覧」をご確認ください。

3. 書類の提出(窓口又は郵送)

(1) 窓口での受付(予約制)

①インターネット又は電話にて、事前に来所日時を予約してください。
パソコンで予約される方は、明石市のホームページからご予約ください。

WEB 予約	予約専用ダイヤル
 明石市 小児慢性更新 <input type="button" value="検索"/> 前日の17時まで予約可能 それ以降はお電話ください。	078-918-5663 (平日 8:55~17:40)

②受付場所:あかし保健所 3階

(2) 郵送での提出(簡易書留等)

同封の返信用封筒に必ず**必要金額分の切手を貼付け**てください。
簡易書留など**配達**の記録が残る方法で送付してください。

※料金不足がある場合は受け取りできません。

△注意

氏名・住所・健康保険の変更がある場合は、必ず窓口での提出になります。(郵送での提出不可)
9月末までに健康保険の変更がある場合は、新しい保険情報をご持参のうえ手続きしてください。

~不明な点等ございましたら、お電話でご確認ください~

あかし保健所 健康推進課 平日 8:55~17:40

予約専用ダイヤル:078-918-5663 その他の相談(課代表):078-918-5657